相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県安八郡神戸町大字北一色九〇三番地一五、最後の住所岐阜県安八郡神戸町大字北一色九〇三番地の一五　被相続人　亡　河村　高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十五日

事務所岐阜県安八郡神戸町大字瀬古一一五四番地の五六　司法書士事務所邦建　相続財産管理人　司法書士　加藤　卓俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市赤坂町二六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安藤　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十五日

事務所岐阜県大垣市久瀬川町三丁目八番地　相続財産管理人　司法書士　兒玉　利昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県海津市南濃町松山一二〇番地、最後の住所岐阜県海津市南濃町吉田八七五番地七　被相続人　亡　大井　高義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十五日

事務所名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル九階九〇一外堀通り法律事務所　相続財産管理人　弁護士　井上　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区共立通二丁目四番、最後の住所大阪市阿倍野区共立通二丁目一番一九号　被相続人　亡　髙橋　輝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十五日

大阪市中央区北浜三丁目二番一二号北浜永和ビル五階　相続財産管理人　弁護士　西村　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海草郡紀美野町大角一五二番地、最後の住所和歌山県海草郡紀美野町大角一三〇番地の二　被相続人　亡　仲岡　セイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十五日

和歌山県御坊市薗二六六番地三二　相続財産管理人　司法書士　戸上　浩二

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年八月十五日

一、墳墓等所在地　福島県いわき市平谷川瀬字根木作一一一番地の二

一、墳墓等の名称　宗教法人カトリック聖ドミニコ修道会　カトリックいわき教会平墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　櫛田春義、日向勇夫、新谷正廣、大森勇、大森ミツ、大森武子、齊藤信司、水野秀男、丹野タキノ、大竹千代子、吉田昌子、吉田房子、遠藤孝次、遠藤良子、木下ユキ子、大橋潤子、佐藤ヨシ、唐木利男、坂本徳男、佐藤喜美子、下山田松雄、齊富美枝、矢野文雄、峯尾裕治、渡部ハナ、松井久美子、黒須田善男、黒須田よしの、黒須田哲也、坂本カタ、坂本敏、坂本良子、鈴木通也、伏見誠、鈴木恭子、後藤キワ、安島徹、松本スマ、松本正胤、松本靖子、松本威、勝見三郎、勝見マサ、勝見恵美子、塙久代、鈴木美智子、二瓶てる子、阿部トク、髙橋節子、青木富夫、谷田譲、八木久太郎、酒井國村、太田味右エ門、高橋清、高橋ハナ、吉田ヂウ、阿部紘子、阿部アイ子、阿部清、加藤善七、喜多村富茂、鈴木明三、鈴木フヨ、鈴木武司、原田ゑい、馬場カツ子、久須美茂、久須美ハツ

一、改葬を行おうとする者　福島県いわき市平字堂根町三番地の一　宗教法人カトリック聖ドミニコ修道会　カトリックいわき教会　平墓地管理委員会管理者　スタニスワフ・フオリシュ　司祭　代表役員　田中　弘一

無縁墳墓等改葬公告

地蔵院墓地整備及び通路拡張整備等のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年八月十五日

一、墳墓等所在地　埼玉県ふじみ野市亀久保三丁目一一の一一

一、墳墓等の名称　地蔵院墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　笹原勝、笹原八チヨ、笹原キミヨ

一、改葬を行おうとする者　埼玉県ふじみ野市亀久保三丁目一一の一一　宗教法人地蔵院　代表役員　中村　修身

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社愛典福島屋

二、代表者の氏名　小川　尚彦

三、主たる営業所の所在地　東京都杉並区荻窪二丁目二三番一二号

四、許可年月日　昭和五十三年六月十五日

五、許可失効年月日　平成二十八年三月二十三日

六、営業保証金等の金額

①　営業保証金　金十五万円

②　前受業務保証金　金三百五十七万九千円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十八年八月十五日

東京都杉並区荻窪二丁目二三番一二号　株式会社愛典福島屋　代表取締役　小川　尚彦

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年八月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十五日

東京都中野区中野四丁目一〇番二号　キリン株式会社　規約型確定給付企業年金清算人　中村　暁

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年七月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十五日

山梨県甲府市丸の内一丁目十四番十九号　山梨県建設業厚生年金基金　代表清算人　小林　英文